○国家公安委員会告示第十九号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第六条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二十四日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

法人その他の団体

1　名称　インディアン・ムジャヒディン（Indian Mujahideen（IM））
　指定をした年月日　令和２年４月27日
　指定番号　ＤＥ－24
　延長後の指定の有効期間　令和２年４月27日から令和11年４月26日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和８年４月26日

2　名称　インド亜大陸のアル・カーイダ（al-Qa'ida in the Indian Subcontinent（AQIS））
　指定をした年月日　令和２年４月27日
　指定番号　ＤＥ－25
　延長後の指定の有効期間　令和２年４月27日から令和11年４月26日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和８年４月26日

3　名称　ネオJMB（Neo-JMB）
　指定をした年月日　令和２年４月27日
　指定番号　ＤＥ－26
　延長後の指定の有効期間　令和２年４月27日から令和11年４月26日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和８年４月26日

○財務省告示第百二十五号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年三月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年四月二十四日　　財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第25回	1,300,000,000円	104.55円
〃	第27回	6,300,000,000円	102.08円
〃	第28回	12,500,000,000円	100.43円
合計		20,100,000,000円	

○防衛省告示第百十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関その他　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒
(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒
(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関その他　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒